

会員向けサービス「端末保証見舞金サービス」特約

第1章 総則

第1条（端末保証見舞金サービスの提供）

1. 株式会社インボイス（以下「当社」といいます）は、指定保証会社（第2条第1項第9条に規定します）が提供する保証サービスを、この端末保証見舞金サービス特約（以下「本特約」といいます）に従い提供します。
2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」（以下「会員規約」といいます）第3条第3号および第21条第1項第6号に規定する会員向けサービスのうち、指定保証会社を提携事業者とする提携事業者サービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。
2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
 - (1) 「本サービス」とは、本特約に従い提供する「端末保証見舞金サービス」をいいます。
 - (2) 「本サービス契約」とは、本サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。
 - (3) 「本サービス会員」とは、会員規約および本特約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスの全部または一部を利用する資格を付与された会員をいいます。
 - (4) 「本サービス利用料金等」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
 - (5) 「対象端末」とは、本サービス会員が所有する別表「3. 対象端末の表示」に規定する通信機器をいいます。
 - (6) 「保証事故」とは、対象端末に関する故障、盗難、紛失、外装破損、損壊、水漏れ、全損をいいます。
 - (7) 「お見舞金」とは、本サービス契約に基づく、本サービスの実施として、保証事故によって本サービス会員が被った損害につき本サービス会員に、提携事業者サービスに基づくサービスとして損害保険会社または指定保証会社を通して支払われる金員をいいます。
 - (8) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
 - (9) 「指定保証会社」とは、本サービスを実施するにあたり、当社の本サービスに関する提供事業者である損害保険代理店である匠ワランティアンドプロテクション株式会社をいいます。当社は、本サービスの提供に関する業務および審査業務を指定保証会社に委託しています。本サービスのご利用にあたっては、会員規約および本特約に規定のない事項については、指定保証会社の下記 Web サイトに掲示されている利用規約を遵守していただきます。

<http://takumiwp.co.jp/service/>

第2章 本サービス

第3条（お見舞金の支払）

保証事故が生じた場合、指定保証会社の審査に基づき、指定保証会社または損害保険会

社から、当社を通じて、本サービス会員が被った損害に対しお見舞金を支払います。

第4条（お見舞金を支払わない場合）

前条の場合といえども、当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合はお見舞金を支払いません。

- (1) 当社が指定したお見舞金の請求に必要な書類の提出を当社において確認できない場合
- (2) 指定保証会社所定の基準に基づく審査により支払いを拒絶された場合
- (3) 本サービス会員の故意、過失、法令違反等に起因する保証事故の場合
- (4) 本サービス会員の同居人の、親族、役員・使用人の故意、過失、法令違反に起因する保証事故の場合
- (5) 詐取等の不正の目的または虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (6) 本サービス利用開始以前、利用停止期間中、利用中止期間中および第14条（免責事項）に規定する免責期間中、または本サービス契約が事由のいかんを問わず終了した日の翌日以降、その他本サービス会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (7) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合
- (8) 警察等公的機関への届出が必要な場合に当該届出がない場合
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) その他、指定保証会社において、支払いの除外事由としている場合

第5条（お見舞金の請求手続）

1. 本サービス会員がお見舞金の請求を行うときは、別表「2. 本サービスの利用方法」に定める方法により、当社に申請していただきます。
2. 対象端末が保証事故の対象となる場合、別表「2. 本サービスの利用方法」に定めるとおり公的機関への届け出た旨の証明書等の書類が必要な場合があり、これがない場合には、当社は保証の請求の受付を行わないものとします。
3. 当社または指定保証会社は、本サービス会員から保証の請求を受けたときは、指定保証会社所定の方法により対象端末の保証事故等の事実を調査します。
4. 前項に規定する調査において、本サービス会員から各種情報の提供をしていただく可能性があります。また、当該調査に協力しなかった場合、本サービスにおける保証の履行が遅延または不可と判断される場合があります。
5. 本サービスに基づく保証の履行は、本サービスの利用開始日より起算し、別表「3. お見舞金額・ご利用上限回数」に定める方法により利用していただきます。

第6条（保証の実施）

1. 当社は、第10条（適用開始日）の規定に従い保証を実施します。ただし、別紙に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
2. 本サービスにおける保証の実施については、本サービス会員へ別紙「3. お見舞金額・ご利用上限回数」に定めるお見舞金を交付することにより完了するものとします。

第7条（必要書類等の準備）

本サービス会員は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な情報等を保持し管理するものとします。

第8条（営業活動の禁止）

本サービス会員は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることはできません。

第3章 契約

第9条 (契約の単位)

1. 当社は、1つの申込みごとに1つの本サービス契約を締結します。
2. 本サービス会員は、当社が提供する「@George 有線インターネットサービス」、「@George LTE」、「@George mobile WiMAX」および「@George mobile YM」の全部または一部を利用する会員であることを前提とし、各サービスを利用する会員と同一の者に限ります。

第10条 (適用開始日)

1. 本サービス会員は、当社が会員規約第6条第2項の承諾を20日（土日祝日および当社指定休日の場合その前営業日とします）までに行った場合、その翌月初日から適用開始となり、それ以降に承諾したものは翌々月初日が適用開始日となります。
2. 前項にかかわらず、本サービスの申込みをした者が会員契約と同時に申込みを行った場合で、他のサービスの利用開始の日が遅延したときは、当該申込者に対する本サービスの承諾の日は、他のサービスの利用開始の日と同日とするものとします。

第11条 (解約手続)

1. 本サービスの利用終了を希望する会員には、会員規約第12条各項の規定に従い、解約を希望する月の20日（当該日が日曜・祝日の場合はその前営業日）の当社営業時間内までに当社所定の方法により届け出ていただきます。解約の届け出が21日以降となった場合は、届け出があった日が属する月の翌月末日での解約となります。
2. 前項にかかわらず、会員が本サービス契約の対象端末にかかる会員向けサービスを解約した場合には、当該会員向けサービスの解約月末日をもって本サービスが終了するものとします。

第12条 (地位の承継)

1. 本サービス会員を被相続人とする相続による地位の承継があった場合で、相続人が引き続き本サービスの利用を希望するときは、相続を証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、相続人が2人以上いるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 第1項の届出がない場合、当社は本サービス契約を解約することがあります。

第4章 本サービス利用料金等

第13条 (本サービス利用料金等)

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。なお、具体的な額は別表の「1. 料金表」のとおりとします。
 - (1) 基本使用料
 - (2) 前号のほか、特別の規定により当社が定めた料金
2. 当社は、前項各号の料金について日割り計算はしません。
3. 当社は、本サービス利用料金等の計算において1円未満の端数が生じた場合は、別段の

定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第5章 雑則

第14条（免責事項）

1. 本サービスの免責期間は、本サービスの利用開始日を含む月とし、その期間に発生した保証事故に対するお見舞金の申請はできないものとします。
2. 当社または指定保証会社は、本サービス会員が本サービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本サービス契約に関連して損害を被った場合において、当社または指定保証会社の責に帰すべき場合を除き、何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は当社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
4. 当社は、本サービス会員が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。

附 則

第1条（実施期日）

本特約は、平成27年2月1日から実施します。

別表

1. 料金表

第13条に定める利用料金および適用条件

Super あんしん PACK (税別)	あんしん PACK plus1 (税別)
400円 (月額)	350円 (月額)

2. 本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- (1) 本サービスの利用方法に関するご相談は、「インボイスカスタマーセンター」に直接電話にてご連絡ください。

(受付窓口)

インボイス カスタマーセンター

電話番号 / 0120-483-550

受付時間 / 9:00-17:30 (日祝、年末年始を除く)

- (2) 本サービスの利用の際、本サービス会員自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者が本サービス会員本人であることの証明をお願いする場合があります。

- (3) 本サービスにおける保証の実施においては、当社所定の申込書および審査の過程で必要となる以下の書類を提出していただきます。

【一部故障・破損の場合】

- 1) 当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- 2) 修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの
- 3) 損害状況・損害品の写真
- 4) その他当社が求めた書類、写真

【全損・紛失の場合】

- 1) 当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- 2) 修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象端末が全損したことが証明できるもの
- 3) 交換・新規購入した際の領収書等、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- 4) 盗難・遺失物届出に伴う警察署発行の証明書 (届出受理番号が証明できるもの)
- 5) 火災等の場合、罹災証明書 (消防署)
- 6) その他当社が求めた書類、写真

- (4) 前項に定める他、当社は本サービスにおける保証の実施にあたり、以下の事実確認を行います。なお、警察、消防等の公の機関に対して当該期間の指定する方法による照会が必要な場合、以下の事実確認後、保証の実施請求を受けた日から60日を経過する日までに本サービス会員にお見舞金を支払います。

- ・保証事故に該当する事実の有無
- ・損害の額および保証事故との因果関係
- ・保証事故発生原因 (本サービス会員の関与の有無、その他の事情)
- ・保証事故の発生後の本サービス会員その他関係者の対応方法

3. お見舞金額・ご利用上限回数

(Super あんしん PACK)

本サービス会員に保証事故が発生した場合、1契約あたり、本サービス会員によるお見舞金の請求時に指定する対象端末の上限台数を2台とし、上限以降、新たな端末に関する請求はできません。お見舞金は、1台につき年間利用上限回数1回、上限金額5万円（非課税）としてお支払いします。なお、本サービスの利用開始日が年間利用上限回数の起算日となり、1年経過後についても、利用開始日の翌年同日付を起算日とし、以後同様とします。

(あんしん PACK plus1)

本サービス会員に保証事故が発生した場合、1契約あたり、本サービス会員によるお見舞金の請求時に指定する対象端末の上限台数を2台とし、当該指定対象端末のうち1台は契約者のISPサービス利用に要するものとして当社が提供した通信機器に限定させていただきます。お見舞金は、1台につき年間利用上限回数1回、上限金額5万円（非課税）としてお支払いします。なお、本サービスの利用開始日が年間利用上限回数の起算日となり、1年経過後についても、利用開始日の翌年同日付を起算日とし、以後同様とします。

<対象端末／見舞金／対象端末一台あたりの利用回数制限／対象台数>

ルーター、ゲーム機、音楽プレーヤー／一律：1万円／年1回まで／対象端末2台分まで
PC、スマートフォン、タブレット端末／故障：1万円、全損：5万円／年1回まで／対象端末2台分まで

※なお、あんしん PACK plus1 は、2013年9月4日をもって新規申込の受付を終了いたしました。